

# 物品販売許可願

平成 年 月 日

二戸市民文化会館  
指定管理者 株式会社 東北共立 御中

申請者  
住所  
代表者  
電話 ④

下記の公演にともない、物品販売を行いたいのので二戸市民文化会館条例施行規則第20条に則り許可願います。

## ※二戸市民文化会館条例施行規則第20条

(販売行為の制限)

第20条 何人も会館又はその敷地内において物品等の販売並びに広告、宣伝、寄附及び募金行為その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、指定管理者が、あらかじめ市長の承認を得て認めるときは、この限りではない。

## 【記】

[催事名] \_\_\_\_\_  
[開催日時] \_\_\_\_\_  
[会場] 二戸市民文化会館

### 一、(物品販売する商品の内容)

### 二、(販売する場所)

販売する場所は、当館で指定した場所のみとします。

\_\_\_\_\_

### 三、(留意事項)

- ①第一項以外に販売する商品を取扱うときは、当館への届出と承認を得ます。
  - ②主催者が本確認書の内容に違反した場合は、その後の販売について、会館が販売中止を求めることができ、主催者はこれに異議を唱えません。
  - ③その他特約 \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_

### 四、(物品販売手数料)

物品販売手数料として、販売価格に対し10%を支払う。